

◎新潟県告示第170号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第1項の規定により、かご漁業（えびを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶のトン数階層別の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成29年2月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

船舶階層区分	隻数
5トン未満	1隻
5トン以上10トン未満	2隻
10トン以上15トン未満	6隻
15トン以上20トン未満	3隻
計	12隻